

タイトル	和光市健康づくり基本条例パブリックコメント募集中
いつ 実施日時・工期	平成 25 年 1 月 12 日（土）から 1 月 31 日（木）まで
どこで 会場・開催地等	市役所健康支援課(和光市広沢 1-5、 <a href="mailto:d0400@city.wako.lg.jp">d0400@city.wako.lg.jp</a> )に郵送又は E メールで意見を提出してください。条例の素案は、和光市ホームページ及び市役所健康支援課、図書館、公民館、駅出張所、など市内 24 か所に設置します。
だれが 主催者・関係者	和光市（担当部署 保健福祉部 健康支援課）
なにを 事業内容など	埼玉県初となる健康づくりに関する条例を策定するにあたり、市民の方の意見をより広く募るため、パブリック・コメントを募集しています。
なぜ 目的・理由	和光市では、市民の方々の健康の増進を図り、誰もが健康に暮らすことができるまちづくりを進めるため、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等との協働により、地域が一体となって計画的に推進する、埼玉県初となる健康づくりに関する条例を制定します。和光市では、関連制度及び関連計画のシームレス化（効率的・効果的な連携）、生涯ライフステージを通じた健康増進による生活の質の向上、健康都市の実現をコンセプトに健康づくり条例の策定を進めています。

<p>どうした 経緯・経過</p>	<p>平成 24 年 5 月に条例検討委員会設置要綱及び条例検討委員会公募委員要領を定め、7 月 20 日に第 1 回条例検討委員会を開催、条例検討委員会委員長・副委員長の指名及び策定委員会公募委員 2 名の委嘱を実施しました。</p> <p>10 月には、条例策定の参考資料とするため、市民の健康状態像や孤立化実態等の把握を目的とした「地域の絆と安心な暮らしに関する調査」アンケートを東京都健康長寿医療センター研究所の事業協力のもと 20 歳から 64 歳の市民から無作為抽出した 4,000 人に郵送しました。並行して、国立保健医療科学院の事業協力により和光市国民健康保険加入者の健康実態の確認を目的とした医療費分析を実施しました。</p> <p>また、11 月には市民の方々の意見を伺うための条例に関するワークショップ、及び第 2 回条例検討委員会を開催し、平成 25 年 1 月には和光市健康づくり基本条例（素案）を作成しました。今回は、その条例（素案）に関するパブリック・コメント募集を 1 月 12 日～31 日の日程で実施しています。</p>
<p>金額</p>	<p>なし</p>
<p>その他</p>	<p>参考資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・和光市健康づくり基本条例（素案）</li> <li>・健康づくり基本条例制定概要</li> <li>・健康づくり基本条例の機能イメージ</li> </ul>
<p>問い合わせ先 担当課</p>	<p>課 名 健康支援課</p> <p>氏 名 課長 大坂秀樹</p> <p>電 話 0 4 8 - 4 6 4 - 1 1 1 1 （内線 2171）</p>

# 和光市健康づくり基本条例（素案）

## 目次

### 前文

第1章 総則（第1条 第7条）

第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策（第8条 第10条）

第3章 健康づくりの推進体制（第11条 第14条）

第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会（第15条 第18条）

第5章 雑則（第19条）

### 附則

健康であることは、疾病や障害の有無に関係なく、市民が生き生きと安心して生活し、自己実現を図るための基盤となるものであり、全ての市民が健康であることは、市民一人一人の生活のみならず市全体としての福祉の向上につながるものである。

市は、市民の健康を増進させるため、誰もが健康に暮らすことができるまちづくりを進めており、その実現のためには、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、市民、事業者及び関係団体等との協働により、地域が一体となって計画的に推進していく必要がある。

そこで、健康づくりに関し基本的な事項を定め、健康づくりに関する施策を包括的に推進する体制を構築し、もって市民の福祉の向上に寄与するため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （目的）

第1条 この条例は、市が行う健康づくりに関する施策について基本的な事項を定めることにより、市民の健康増進を図り、もって市民の福祉の向上に寄与することを目的とする。

### （定義）

第2条 この条例において「事業者」とは、市内で事業活動を営む者をいう。

2 この条例において「関係団体等」とは、市内で保健、医療及び福祉に関する活動に従事する者及び団体をいう

### （基本理念）

第3条 健康づくりは、市民一人一人の心身の状態等に合わせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行われなければならない。

2 健康づくりは、市民一人一人の健康が生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進されなければならない。

3 健康づくりは、市民、事業者、関係団体等及び市がそれぞれの役割を認識し、相互に協力して地域全体で推進されなければならない。

### （市の責務）

第4条 市は、市民、事業者及び関係団体等と協働して健康づくりに関する施策を包括的

に推進しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、主体的に健康づくりに関心を持ち、自らの健康状態に応じた健康の保持及び増進に関する取組を行うよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その使用する者の健康に配慮した職場環境の整備に努めるとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

(関係団体等の責務)

第7条 関係団体等は、その活動に当たっては健康づくりに配慮するとともに、市の健康づくりに関する施策の推進に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 健康づくりの推進に関する基本的施策

(健康づくりの推進に関する取組)

第8条 市は、健康づくりに関する施策を推進するため、次に掲げる取組を行うものとする。

- (1) ヘルスアップ 健康増進及び疾病等の予防に関する取組
- (2) ヘルスサポート 疾病等の進行及び重症化を防ぐための取組

(調査及び分析)

第9条 市長は、健康づくりに関する地域の課題を明確にするため、別に定める区域ごとに、市民の健康状態等に関する調査及び分析を行うものとする。

(目標の設定)

第10条 市長は、健康づくりに関する施策及び事業の推進に資するため、健康づくりに関する目標を定め、当該目標及びその結果を公表するものとする。

## 第3章 健康づくりの推進体制

(連携及び協働)

第11条 市は、市民、事業者及び関係団体等と相互に連携を図りながら、協働して健康づくりに関する施策及び事業を実施するよう努めるものとする。

(情報提供等)

第12条 市は、市民、事業者及び関係団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、市民、事業者及び関係団体等に対し、健康づくりの推進のために必要な情報を提供するように求めることができる。

(推進体制の整備)

第13条 市は、健康づくりに関する施策を総合的に調整し、及び計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

(ヘルスサポートの育成)

第14条 市長は、健康づくりに関する施策の推進を図るための市民ボランティアとして、ヘルスサポータの育成に努めるものとする。

#### 第4章 ヘルスソーシャルキャピタル審議会

(設置)

第15条 市長の諮問に応じ、健康づくりに関する重要事項を調査審議するため、市長の附属機関として、ヘルスソーシャルキャピタル審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、健康づくりに関する事項について調査及び研究を行い、市長に意見を述べることができる。

(組織等)

第16条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 関係団体等を代表する者
- (3) 公募による市民

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第17条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第18条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の会議は、公開とする。ただし、議長が会議を公開することに支障があると認めるときは、当該会議の全部又は一部を公開しないことができる。

#### 第5章 雑則

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 健康づくり基本条例制定概要

## 〈健康づくり基本条例の制定目的〉

### ヘルスアップ

- ・スポーツ奨励・保健指導・介護予防・予防医療
- ・予防接種・孤立予防 等

### ヘルスサポート

- ・疾病重症化予防のサポート
- ・医療・介護給付費の適正化 等

## 〈基本コンセプト〉

関連制度及び関連計画のシームレス化(効率的・効果的な連携)を図る  
生涯ライフステージをとおした、健康増進によるQOL(生活の質)の向上  
健康都市の実現・「わがまち わが地域の健康づくり 和光市の元気度スケールの公表を目指す」

## 〈現状と課題〉

- 1 健康わこう21計画(健康増進法)・特定健診保健指導計画(高医確法・国保法)  
・長寿あんしんプラン(介護保険法)・食育推進計画(食育基本法)・スポーツ推進計画(策定中)等  
上記の健康増進や各種予防事業に関して、具体的な優先課題、課題解決の施策、施策の目標  
設定、目標達成度及び評価検証が的確に行われていないのではないか。  
また、各種制度及び各種計画が市民のために効率的かつ効果的な連携運用が図られていない  
のではないか。
- 2 医療費及び介護給付費に関する給付適正化施策に関して、一般的(医療費通知・介護  
給付通知・レセチェック等)な事業に加え、効果に繋がる施策事業が必要ではないか。  
疾病の重症化を予防するサポート体制が必要ではないか。  
予防接種の接種率及び接種時期に関し、適正化が必要ではないか。
- 3 メンタルヘルス及び産前産後の保健教育並びに高齢者に限らず地域で孤立する全市民に対する健康  
増進等のアウトリーチ的な施策事業が必要ではないか。

# 健康づくり基本条例の機能イメージ

